

## 令和6年度 第1回

## 大田原市下水道使用料等審議会資料

## 目 次

はじめに	1
1. 下水道事業の概要について	2
2. 下水道事業の整備状況について	3
3. 下水道事業の経営について	4
4. 問題点① 一般会計に頼った経営体制	9
5. 本日のまとめ	15
6. 用語の説明について	16
参考-1 減価償却費と長期前受金戻入	18
参考-2 県内の類似または近隣市の経営指標の比較	19

大田原市

## はじめに

### (1) 審議会の目的 資料 NO, 4 審議会条例参照

本審議会は、大田原市下水道使用料等審議会条例第2条のとおり、市長からの諮問について調査・審議をおこなうものです。

### (2) 市長からの諮問内容について 諮問書は、会長への手渡し後に写しを配付します。

#### ①一般会計からの補助金に依存

下水道使用料収入で汚水を処理する費用が賸えておらず、その不足分は、一般会計からの補助金で補てんしております。下水道事業は「公営企業」でありますので、下水道の利用者(受益者)が費用を負担し、一般会計に頼らない「独立採算制」による経営が原則となります。

#### ②施設の老朽化、人口減少の影響

管渠や処理施設の老朽化更新費用の増大が見込まれます。

#### ③そのほか、社会情勢の変化（国庫補助の交付要件）

燃料費の高騰による経費増の影響や、経営改善に積極的に取り組むことが国庫補助金の交付要件となります。

以上のような下水道事業が抱える問題を改善するためには、適正な使用料の確保が必要であると考えられるため、当審議会に調査及び審議を諮問しますので、適正な使用料の在り方について審議をお願いするものです。

### (3) 開催スケジュール予定

項目	時期（令和6年）	審議事項
第1回	7月 1日（月）午後	審議会の目的、下水道事業の概要、下水道事業の経営状況、諮問書からの問題①
第2回	7月23日（火）午前	諮問書からの問題②・③、使用料体系
第3回	8月22日（木）午後	使用料を見直した場合の影響について
第4回	9月13日（金）午後	答申案の作成

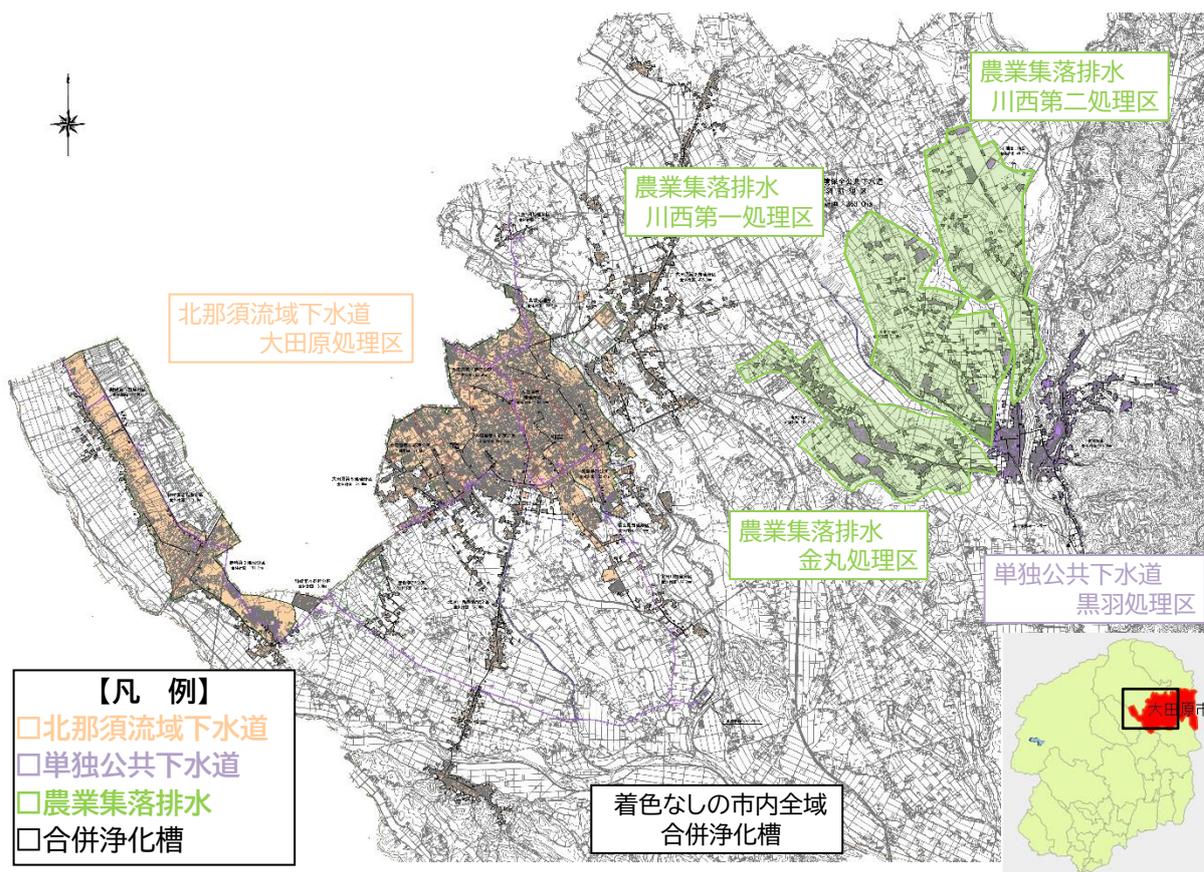
### (4) 下水道の役割について

全国的に下水道事業は、当初、雨水及び汚水を排除することを目的として事業を開始しました。その後、昭和45年の下水道法改正において、公共用水域の水質保全が目的に追加されました。このように、下水道事業は、「雨水排除(浸水防除)」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業が実施されています。

# 1. 下水道事業概要について

## 1-1. 大田原市の生活排水処理計画と普及率

大田原市の生活排水処理計画については、令和4年度に策定した「大田原市生活排水処理構想」に基づき、公共下水道を整備する地域、農業集落排水を整備する地域、浄化槽で処理する地域に分けて整備しています。



【図1-1】大田原市生活排水処理構想図

【表1-1】生活排水処理人口普及率

(令和5年度末)

処理施設名	生活排水処理人口 (単位：人)	施設別普及率 (単位：%)
公共下水道(流域+単独)	39,727	58.05
農業集落排水	3,410	4.98
合併浄化槽	14,854	21.70
計	57,991	84.73
住民基本台帳人口	68,440	栃木県平均：89.3(R4末)

## 2. 下水道事業の整備状況について

### 2-1. 公共下水道の整備状況

大田原市の下水道全体計画面積、2,029.1ha に対し、北那須流域関連公共下水道の大田原処理区、特定環境保全公共下水道の大田原処理区、及び単独特定環境保全公共下水の黒羽処理区の整備を行っており、現在までに 1832.9ha の整備が完了し、整備進捗率は 90.3%となっております。

#### (1) 北那須流域関連公共下水道

流域下水道とは、2 つ以上の市町村の区域における下水を広域的かつ効率的に処理するもので、幹線管渠と終末処理場からなり、都道府県が設置・管理しています。家庭から排出される下水は、市町村が設置・管理する流域関連公共下水道を経て流域下水道の幹線管渠に接続されます。

北那須流域下水道は、大田原市と那須塩原市を流域にもつ那珂川の公共水域の水質保全のため、昭和 53 年度に事業を開始しました。

##### ①大田原処理区（公共下水道）

旧大田原市内の主に用途地域内を対象に、昭和 54 年 7 月に事業認可を受けて事業に着手し、昭和 58 年 11 月 1 日から一部を供用開始しています。

現在は、上石上地区の整備促進を図っています。

##### ②大田原処理区（特定環境保全公共下水道）

旧大田原市内の主に用途地域外を対象に、平成 4 年 4 月 1 日に富士見一丁目地区から事業が開始され、平成 6 年 3 月 31 日に供用を開始しています。

現在は、中田原、市野沢、富士見 2 丁目地区の整備促進を図っています

#### (2) 単独特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道とは、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において、生活環境の改善や農業用水などの水質保全等を目的として設置されます。

##### ①黒羽処理区

黒羽処理区は、平成 8 年 12 月 20 日から事業が開始され、平成 14 年 3 月 31 日に八塩地区にある黒羽水処理センターの完成により供用を開始しており。現在の黒羽処理区 134ha はすべて整備済みとなっており、令和 12 年度を目安に農業集落排水区域 229ha を順次、黒羽処理区に編入する計画であり、全体計画面積が 363ha となっております。

## 3. 下水道事業の経営について

### 3-1. 地方公営企業について

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給、汚水の処理など地域住民にサービスを提供する事業活動を行っております。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものであります。

公営企業は、地方財政法第6条において、「特別会計を設けて、経費の負担区分を明確にした上で、独立採算制を基礎とする企業」と定義されております。

### 3-2. 地方公営企業会計について

地方公共団体などの官庁会計では、現金の収入および支出の事実に基づき会計処理される現金主義を採用しているのに対し、公営企業会計では、現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づき会計記録を行う発生主義を採用しております。国は財政状況の明確化を図るため地方公営企業法の適用を推進しており、大田原市下水道事業は令和2年度から法適用となりました。

適用により固定資産台帳の整備、複式簿記の導入が必須となることから、民間企業と同様の財務諸表作成が可能となり、経営成績・財政状況が把握できることになりました。また、損益取引・資本取引との区分が規定されており、内部留保資金が発生し後年度負担への備えができるようになりました。

### 3-3. 収益的収支と資本的収支について

地方公営企業会計は、経営活動によって生じる収入と支出を表す【収益的収支】(損益取引)と、資産の増減に影響を与える収入と支出を表す【資本的収支】(資本取引)の2種類に区分して経理をしております。

#### 【収益的収支】(損益取引)

経営活動によって生じる収入と支出を表すものであります。主に下水道使用料等収入および一般会計補助金を財源として、処理場の電気代や管理委託料などの施設管理費、軽微な修繕費用、公設浄化槽管理費、職員人件費、減価償却費、支払利息、流域下水道負担金(北那須浄化センターの維持管理費)などの支出を取りまとめております。

#### 【資本的収支】(資本取引)

資産の増減に影響を与える収入と支出を表すものであります。企業債(借入金)や国庫補助金などを財源として、管渠や施設の新設・更新などの建設改良工事費や企業債償還金(借入金の返済元金)などの支出を取りまとめております。

①収益的収支の状況（経営活動によって生じる収入と支出を表すもの）

単位：円

項目／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4 構成比	令和5年度
営業収益	727,617,250	729,251,430	733,275,973	39.4%	731,235,859
① 下水道使用料	670,089,450	677,038,530	679,716,573	36.5%	678,560,727
② 他会計負担金	55,262,000	49,871,000	51,347,000	2.8%	49,574,000
その他の営業収益	2,265,800	2,341,900	2,212,400	0.1%	3,101,132
営業外収益	1,245,961,619	1,214,368,512	1,129,406,702	60.6%	1,143,005,023
受取利息及び配当金	4,027	5,251	5,301	0.0%	5,171
③ 他会計補助金	758,096,000	681,570,000	629,033,000	33.8%	657,581,000
国庫補助金	0	16,000,000	20,725,000	1.1%	11,500,000
④ 長期前受金戻入	486,512,758	480,514,847	470,230,536	25.2%	466,954,629
引当金戻入益	0	5,796,910	6,172,682	0.3%	4,980,566
雑収益	1,348,834	30,481,504	3,240,183	0.2%	1,983,657
特別利益	0	0	12,200	0.0%	0
過年度損益修正益	0	0	12,200	0.0%	0
収入合計	1,973,578,869	1,943,619,942	1,862,694,875	100.0%	1,874,240,882
営業費用	1,454,930,567	1,507,195,269	1,528,193,540	91.8%	1,524,002,378
⑤ 管渠費	20,802,121	15,409,919	15,404,781	0.9%	14,302,278
⑥ ポンプ場費	28,177,535	27,455,814	31,521,821	1.9%	28,413,500
⑦ 処理場費	62,589,285	63,211,396	77,743,092	4.7%	67,842,465
⑧ 浄化槽費	85,400,621	96,007,388	95,059,642	5.7%	95,307,309
⑨ 流域下水道費	223,100,910	223,394,600	229,720,972	13.8%	263,956,286
⑩ 総係費	92,194,336	141,750,440	155,188,916	9.3%	132,884,075
⑪ 減価償却費	938,471,916	935,932,475	920,796,435	55.3%	912,734,183
資産減耗費	4,193,843	4,033,237	2,757,881	0.2%	8,562,282
営業外費用	165,314,303	152,478,366	135,779,133	8.2%	124,264,728
⑫ 支払利息	160,630,806	146,211,846	132,456,459	8.0%	119,473,403
雑支出	4,683,497	6,266,520	3,322,674	0.2%	4,791,325
特別損失	16,252,041	12,235,636	1,545,038	0.1%	1,511,944
過年度損益修正損	0	12,235,636	1,545,038	0.1%	1,511,944
その他特別損失	16,252,041	0	0	0.0%	0
支出合計	1,636,496,911	1,671,909,271	1,665,517,711	100.0%	1,649,779,050
⑬ 当期純利益	337,081,958	271,710,671	197,177,164		224,461,832

収入－支出

内訳

収益的収入

- ①主たる収入の下水道使用料が、全体収入の36.5%(水道は84%)の状況。そのため多額の営業損失が計上され、一般会計から多額の営業補助金を受けています。
- ②及び③ 一般会計からの補助金。公費負担する分を含めて6億8,000万円を繰入。一部が交付税措置される基準内繰入のほか、営業補償として基準外約3億円の繰入。
- ④長期前受金戻入とは。固定資産の財源となる国庫補助金などを、受け入れ年に一括収入とするのではなく、⑪減価償却費の計上に合わせて収益化していく会計処理。

## 収益的支出

- ⑤管渠(かんきょ)費 管やマンホール、道路舗装の修繕費など。
- ⑥ポンプ場費 市内約60か所に設置されたマンホールポンプ(自然流下では流せない場所から排水をくみ上げて送る装置)の維持管理費など。
- ⑦処理場費 黒羽水処理センター、農業集落排水処理場の汚泥処理費、維持管理費など。R4年度の増加分は電気代の高騰が影響しています。
- ⑧浄化槽費 公共設置型浄化槽(市で設置して、維持管理費相当額を使用料として請求しています。新規の設置事業は完了しました。)
- ⑨流域下水道費 栃木県、那須塩原市との流域下水道事業に係る宇田川地内「北那須浄化センター」等の県施設使用による市負担金。
- ⑩総係費 主に職員人件費、事務費(各種計画策定、使用料徴収等の委託料)など。
- ⑪減価償却費 管渠や処理場などの固定資産を整備した年の一括費用ではなく、耐用年数ごとに費用として計上していく会計処理。費用計上となるが、現金の支出がないので内部に現金がたまる。④財源となる長期前受金は償却時に収益化されます。
- ⑫支払利息 借入金(企業債)の利息。
- ⑬当期純利益 一般会計からの基準外繰入金により生じた利益。この利益は、資本的収支差額の補てんに充てています。(資本的収支差額が補てんできないため、繰り入れを要求しております。)

## ②資本的収支の状況(資産の増減に影響を与える収入と支出を表すもの)

単位：円

項目/年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R4 構成比	令和5年度
① 企業債	230,000,000	285,800,000	194,300,000	51.1%	224,200,000
② 他会計負担金	39,000	39,000	40,000	0.0%	40,000
③ 工事負担金	25,609,990	25,284,162	34,416,283	9.1%	18,644,410
④ 国庫補助金	97,891,000	152,324,000	81,620,000	21.5%	139,580,000
⑤ 他会計補助金	66,658,000	68,315,000	69,580,000	18.3%	72,805,000
収入合計	420,197,990	531,762,162	379,956,283	100.0%	455,269,410
建設改良費	432,314,829	559,839,940	357,949,329	33.4%	453,382,838
⑥ 管渠建設改良費	368,345,685	494,144,774	347,692,261	32.4%	445,582,757
浄化槽建設改良費	42,184,494	47,331,520	0	0.0%	0
⑦ 流域下水道建設負担金	21,784,650	18,363,646	10,257,068	1.0%	7,800,081
資産購入費	0	0	0	0.0%	
企業債償還金	717,370,122	717,365,282	714,697,685	66.6%	697,363,534
⑧ 企業債償還金	717,370,122	717,365,282	714,697,685	66.6%	697,363,534
支出合計	1,149,684,951	1,277,205,222	1,072,647,014	100.0%	1,150,746,372
⑨ 不足する額 収入-支出	△ 729,486,961	△ 745,443,060	△ 692,690,731		△ 695,476,962

この不足額を収益的収支で生じた利益と非現金支出による内部留保資金で補てんしています。

## 内訳

### 資本的収入

- ①企業債 借入金のことです。主に30年間で均等償還。  
令和4年度末で借入金残高 80億3,900万円
- ②、⑤一般会計からの補助金 令和4年度実績 収益的収入 6億8,000万円+  
資本的収入7,000万円(基準内) 総額7億5,000万円の繰入
- ③工事負担金 受益者負担金(下水道整備区域となった際に賦課される負担金)など
- ④国庫補助金 社会資本整備交付金(国は経営改善を積極的に行っていく地方公共団体を重点的に支援していくと表明しております。)

### 資本的支出

- ⑥管渠建設改良費 新設管渠の築造工事費など。物価高騰により材料費や労務費(人件費)が増加しております。
- ⑦流域下水道建設負担金 栃木県が施工する流域下水道事業の建設改良費に対する市負担金。
- ⑧企業債償還金 建設改良にともなう借入金の返済金。
- ⑨不足額を、収益的支出の非現金支出(減価償却費など)や前年度の当期純利益で補てんしております。残高は内部留保資金となり後年度に備える貯金となります。  
なお、現在の経営状況では内部留保が増額する見込みはありません。

※令和5年度決算は、監査及び議会の承認が9月議会後となりますので参考値となります。  
本審議会で説明や使用する数値は、令和4年度決算額を使用しております。

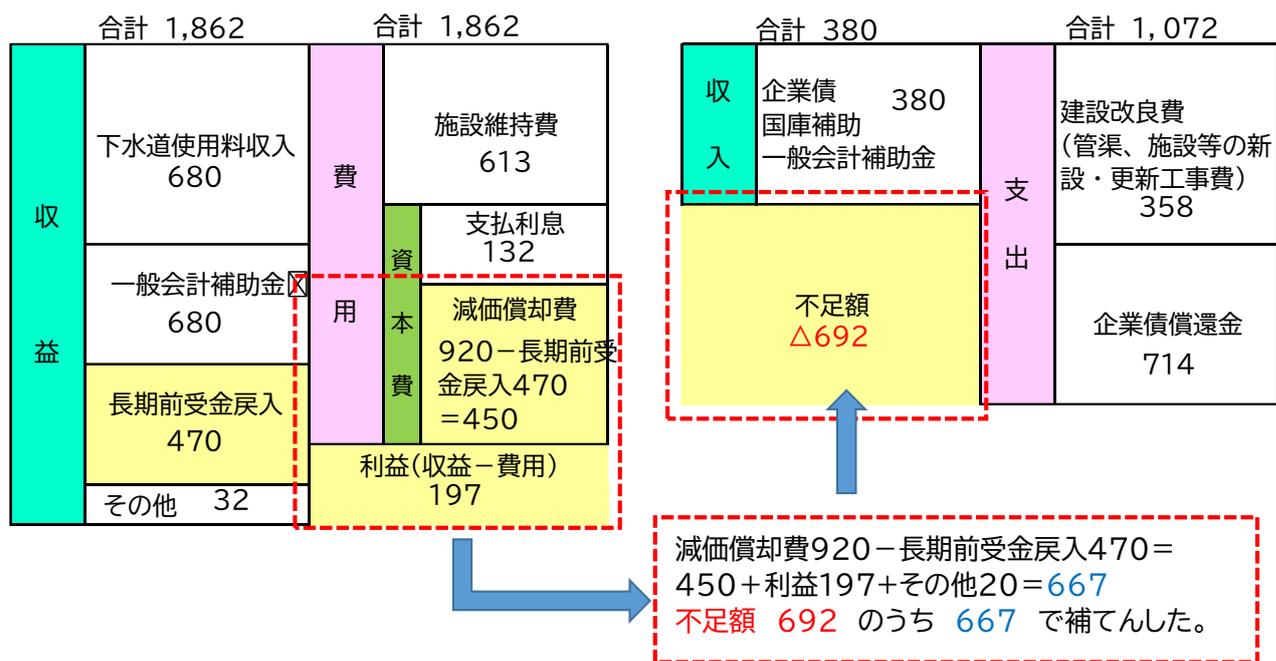
### 参考

- 参考-1 減価償却費と長期前受金について 18ページ
- 参考-2 県内の類似または近隣市の経営指標の比較(令和4年度決算額) 19ページ

### 3-4. 内部留保資金と資本的収支差額の不足補てんについて

公営企業会計では、収益的収支で生じた当期純利益は【公共的必要余剰】と呼ばれ、将来の建設改良費や借入金の返済(資本的収支差額の不足分に充てる)の財源となります。

資本的収支は、建設改良費および企業債償還金が高額となるため、おおむね収支上の不足額が生じてしまいます。この不足額は、上記の収益的収支の利益などの内部留保資金で補てんしております。内部留保資金は、当期純利益のほか減価償却費などの現金の支出がない費用が内部にたまったもので、後年度負担に備えることを目的とした貴重な資金です。



	年度末の内部留保資金残高		当期純利益の額		一般会計からの繰入額	
		前年増減額		前年増減額		前年増減額
令和2年度	338,576,693		337,081,958		880,055,000	
令和3年度	352,480,061	13,903,368	271,710,671	-65,371,287	799,795,000	-80,260,000
令和4年度	327,194,668	-25,285,393	197,177,164	-74,533,507	750,000,000	-49,795,000
令和5年度	331,204,178	4,009,510	224,461,332	27,284,168	780,000,000	30,000,000

現在は、災害時などの突発的な出費への対応や後年度に備えるための貯金ができない状態であり、生活基盤を支えるインフラ事業としては非常に厳しい状態です。

## 4. 問題点① 一般会計に頼った経営体制

### 4-1. 下水道事業の費用負担の考え方

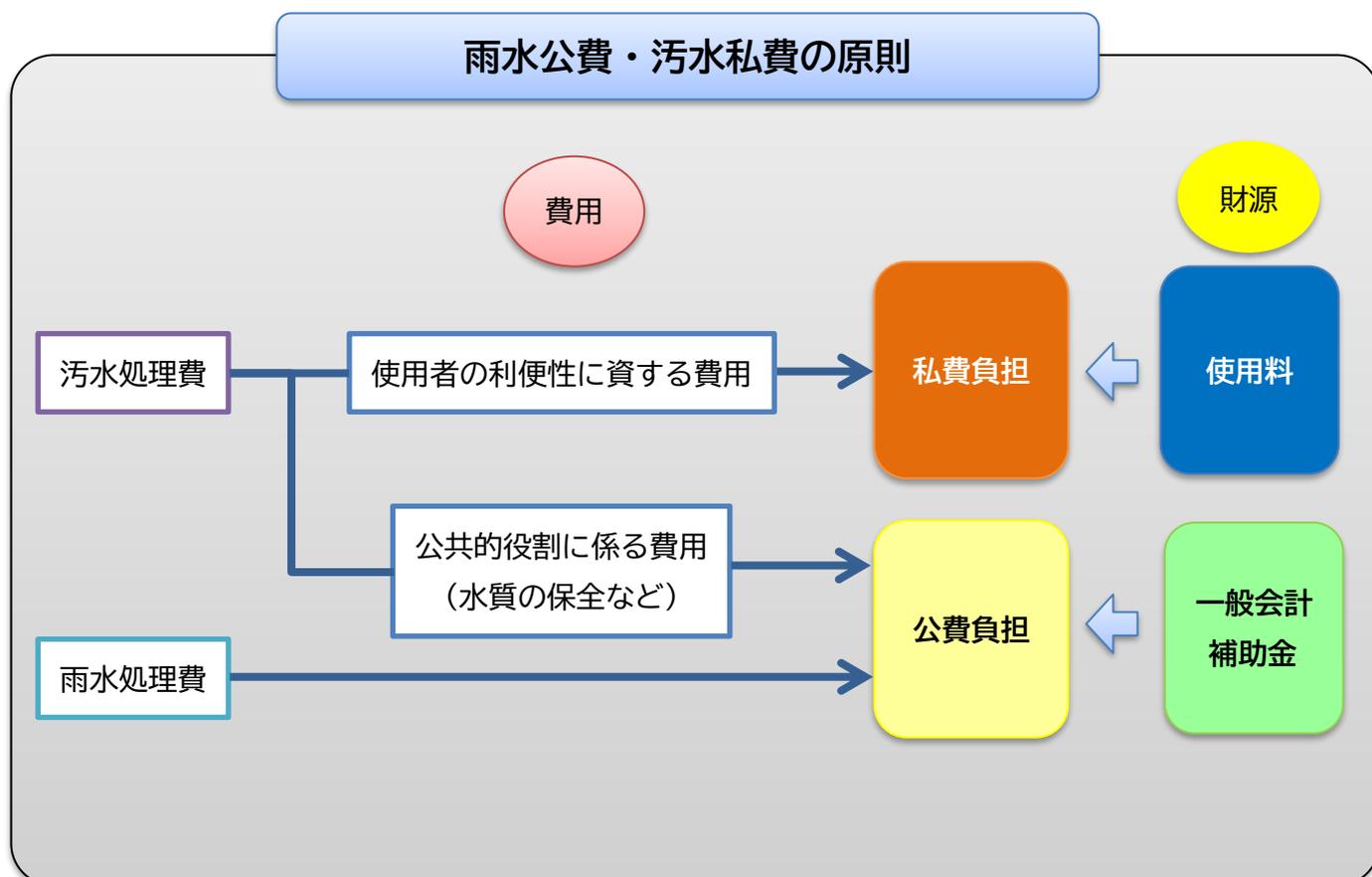
下水道事業における費用負担の考え方は、第1次から第5次にわたる「下水道財政研究委員会」の提言（昭和36年3月から昭和60年7月）、建設省からの「62年通知」（昭和62年5月）及び「下水道政策研究委員会」の報告（平成16年8月）が基になっており、下記のような趣旨となっております。

○下水道事業の費用負担の考え方は、「汚水私費・雨水公費」が基本となります。

- ・汚水処理：下水道を使用する個人が特別に利益を受ける処理に要する費用は私費負担（経費は使用料収入で充てることが原則）となるもの。
- ・雨水処理：雨水の排除は、その利益が広く一般市民に及ぶことから公費負担（経費は一般会計からの補助金で充てることが原則）となるもの。

※ただし、汚水処理においても、水環境の改善や公共用水域の水質保全などの一部で公共的な役割を有しているものについては、一部は公費負担となります。

#### 下水道事業の費用負担の基本的な考え方



## 4-2. 本市の私費公費負担割合の現状について

前述の私費公費負担の原則を「令和4年度決算額」にあてはめます。

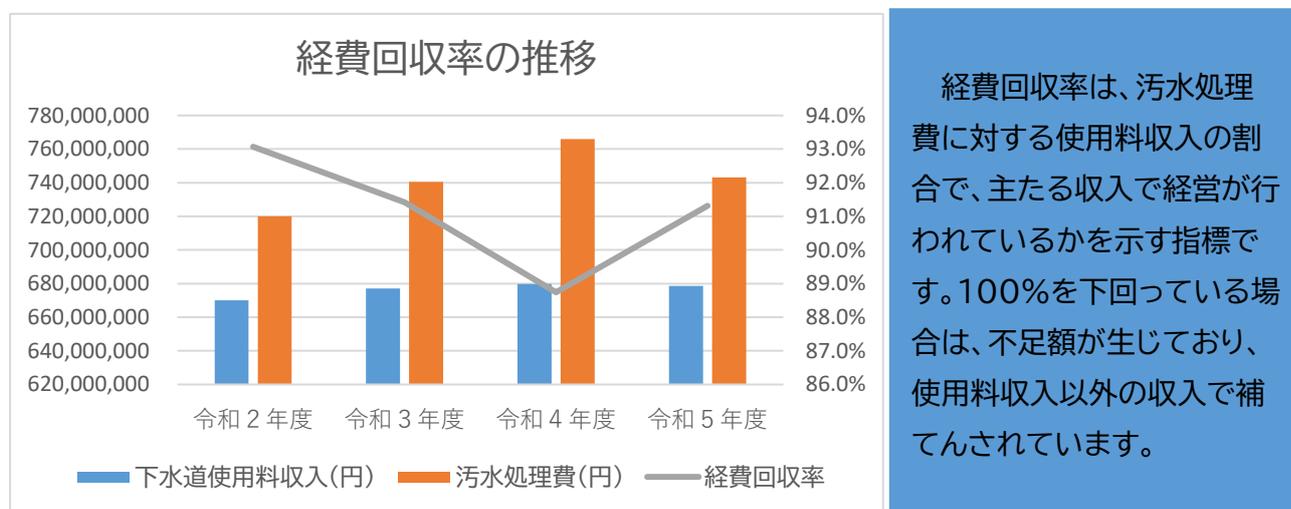
収入	下水道使用料収入 6億8,000万円	不足する額 8,600万円 一般会計補助金で補てん
支出	汚水処理費 7億6,600万円	

令和4年度決算における 使用料収入は 679,716,573 円であり、汚水処理費が 765,957,000 円であるため、不足額 86,240,427 円が生じました。

「汚水私費、雨水公費」の原則によれば、下水道事業の恩恵を受ける受益者が事業に伴う収入によって、その費用をまかなうことが原則となります。

しかしながら、下記の経費回収率の示すとおり、汚水処理に係る維持管理費用をまかなうことができず、市税を財源とする一般会計からの補助金(基準外)に依存している状況です。使用料収入割合を増やし、一般会計からの投資を減らすことで、公営企業の基本原則である独立採算制の経営に近づけていくことが求められております。

※使用料の徴収率は、例年、会計年度の翌年6月頃には99.8%程度になりますので、収納予定額のほぼ全額が収納されております。



	使用料収入(円)	汚水処理費(円)	経費回収率	不足額(円)
令和2年度	670,089,450	719,989,000	93.1%	49,899,550
令和3年度	677,038,530	740,603,000	91.4%	63,564,470
令和4年度	679,716,573	765,957,000	88.7%	86,240,427
令和5年度	678,560,727	743,088,000	91.3%	64,527,273

汚水処理原価に該当する金額です。この金額を使用料でまかなうことが原則となります。

### 4-3. 汚水処理費(使用料の原価となる)について

令和4年度は、汚水をきれいにするのに、年間で総額 11 億5,400 万円の経費がかかりました。(※消費税抜、全事業の合算、減価償却費は長期前受金戻入額を相殺した額)。

本来であれば、この経費がすべて原価となるものですが、公費負担分が含まれておりますので、除いたのが汚水処理費(使用料原価)となります。

内訳は、維持管理費が 6 億400 万円、資本費が 5 億 5,000 万円です。

・維持管理費とは・・・汚水を処理する処理場などの維持管理費にかかった費用

・資本費とは・・・下水道資産の建設に要した借入金の支払利息、減価償却費

総支出を「維持管理費」と「資本費」に分けて、さらに「私費」と「公費」負担分に振り分けします。

11億5,400万円				
支出	維持管理費 6億 800万円		資本費 5億4,600万円	
	内訳		内訳	
	流域下水道負担金	2億3,000万円	借入金の利息	1億3,250万円
	委託料	2億2,400万円	減価償却費	9億2,080万円
	人件費	6,690万円	長期前受金戻入など	約△5億円
	修繕費	3,220万円		
	動力費	2,330万円		
	その他	2,760万円		
	合計	6億800万円	合計	5億4,600万円



(私費) 下水道受益者が負担するべき費用、  
(公費) 広く市民に利益を及ぼす雨水処理費などの費用に振り分ける。

	維持管理費		資本費	
私費負担	委託料、人件費、 電気代など	6億400万円	公費負担以外の費用	1億6,200万円
公費負担	水質検査費用など	400万円	雨水処理費、分流式 経費など	3億8,400万円
	合計	6億800万円	合計	5億4,600万円



支出	汚水処理費(私費) 7億6,600万円		資本費(公費) 3億8,800万円	
----	------------------------	--	----------------------	--

以上のように、経費の振り分けを行い、使用料でまかなうべき分である「**汚水処理費**」の算出を行っています。

#### 4-4. 一般会計からの補助金について(収益的収入)

一般会計から令和4年度に下水道事業が繰り入れした補助金は下記のとおりです。

公費が負担するものは、総務省の基準に基づき繰り出される基準内繰出金と、財源不足の補てん等に基づき繰り出される基準外繰出金に分かれます。

**基準内繰出金** 毎年、総務省から示される繰出基準に該当するもので、一般会計に他会計へ繰り出した金額の一部が地方交付税措置されます。

**基準外繰出金** 他会計の財源不足を補てんする目的のもので、市税などを財源として任意に交付されるもので、地方交付税等の財源措置はありません。

令和4年度 補助総額(収益的収入)		6億8,000万円
<b>基準内補助金</b>		<b>3億8,800万円</b>
	分流式下水道等に要する経費	3億2,550万円
	雨水処理費	5,130万円
	その他(水質検査費用など)	1,100万円
<b>基準外補助金</b>		<b>2億9,200万円</b>
	財源不足の補てん目的によるもの	2億9,200万円

本市の令和4年度決算では、一般会計から上記の金額が繰り出されました。  
財源不足のため、約3億円が一般会計から補てんされている形になっております。

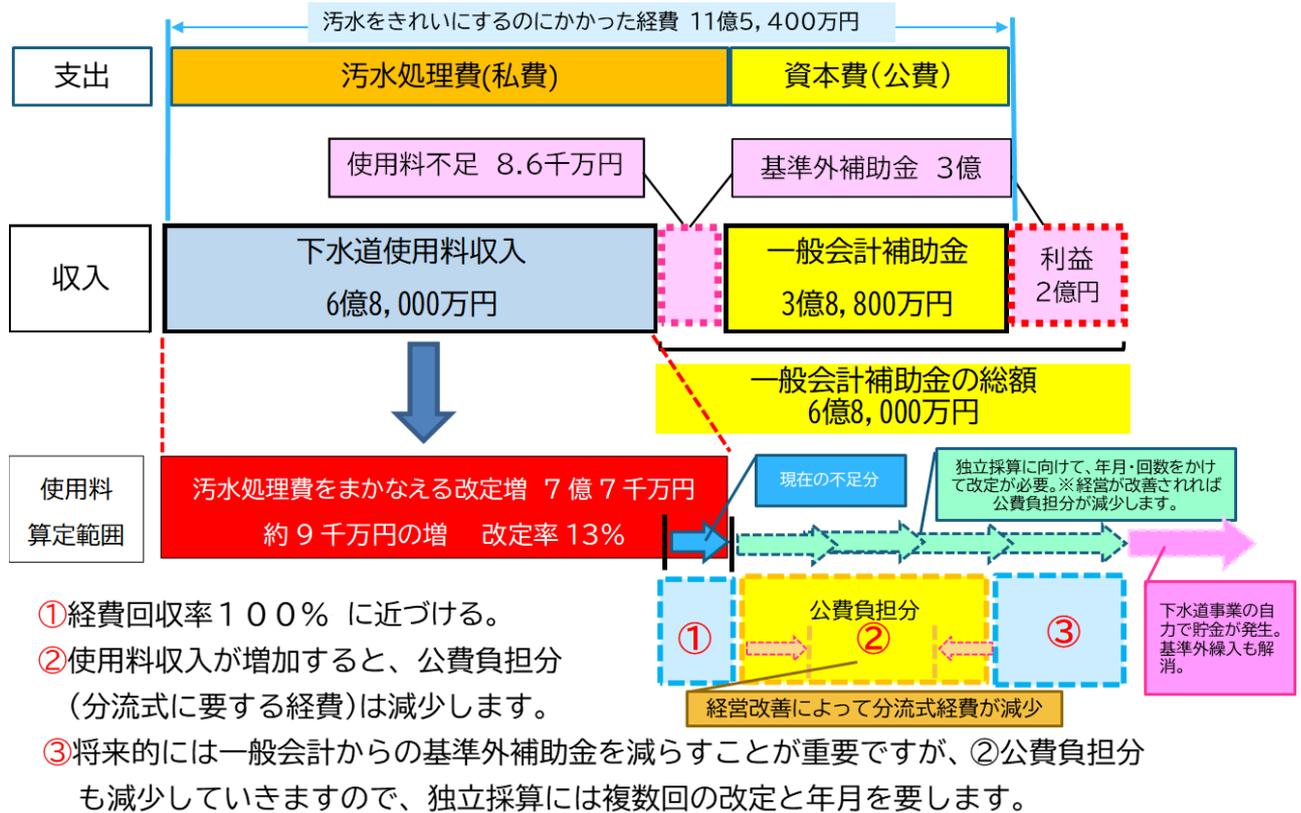
また、基準内補助金の中に含まれる「分流式下水道等に要する経費(以下、分流式経費)」ですが、毎年、総務省から発出される繰出基準の中で基準内とされているものです。

分流式とは、汚水(処理場へ)と雨水(河川等へ)を別々に集めて処理しているもので(対：合流式)、分流式の事業体は、資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額を公費負担とみなすことができるものです。

なお、分流式経費の算出は、**補てんが必要となる割合を算出した額**であり、経営が改善(使用料収入が増加)されることに応じて、分流式経費(基準内補助額)は減少していきます。

本市では、令和4年度決算で約3億2千万円の分流式経費が計上されましたが、おおむね、この金額が、経営改善(使用料収入が増加)により解消されるまで、経費回収率も改善されることはありません。

#### 4-5 一般会計補助金の依存解消に向けて



①の不足分は、本来は使用料で充てる部分でありますので、早急の解消が必要であります。また、②及び③についての改善は、今後、5年を目安に審議会等を開催し、経営改善を審議して行くことが必要となりますので、その都度、解消を図る必要が生じます。

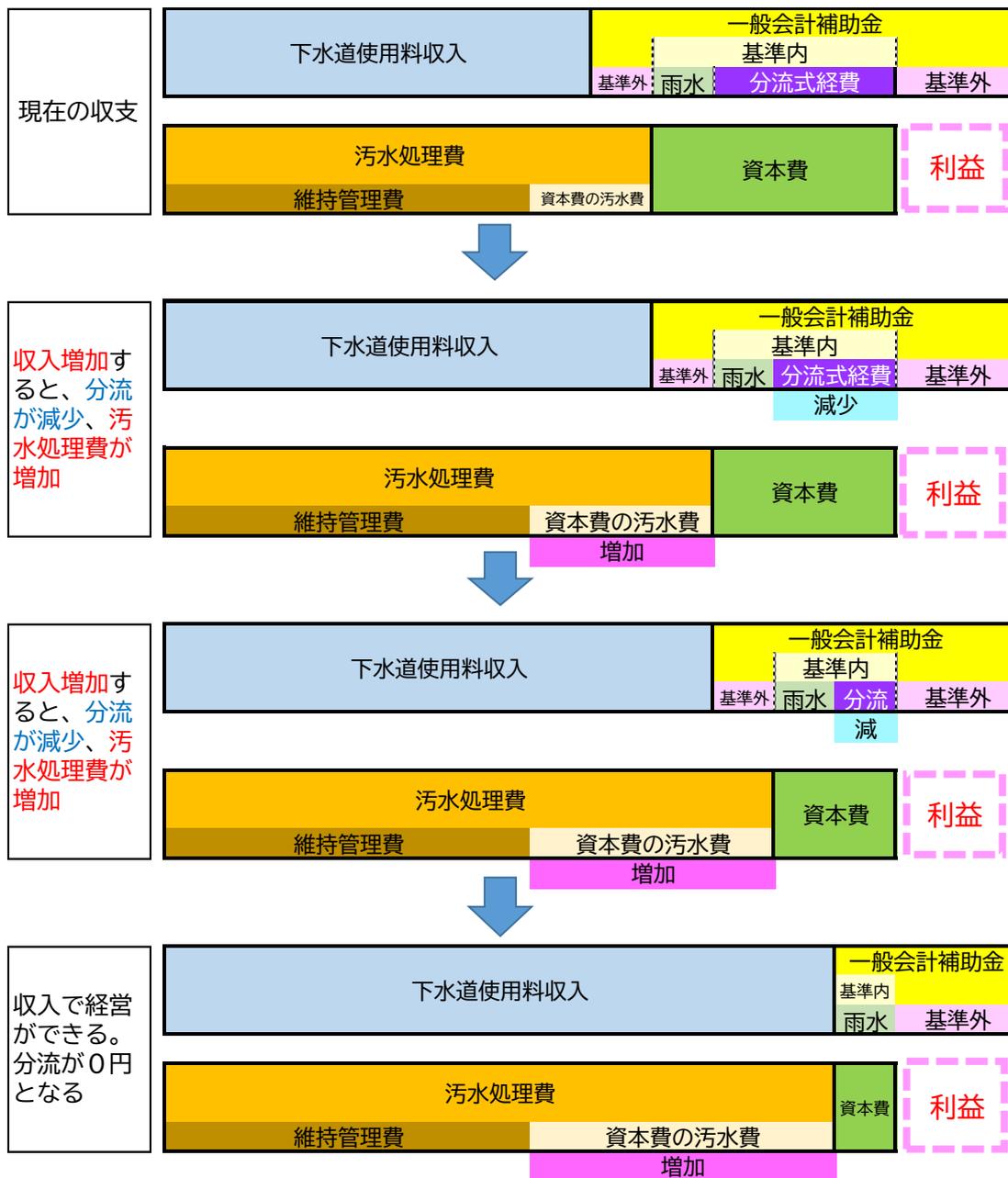
なお、経費回収率は、分流式経費にあたる総額を使用料収入でカバーできるまでは、不足が生じますので、年月をかけて解消していく必要がと見込んでおります。

下水道事業は、収益的収入として6億8千万円の補助金を繰り入れております。そのうち、基準内が約4億円程度となりますが、**純粋な基準内としては約6千万円ほど**であり、残りはすべて分流式経費であります。

今後、経営が改善されていきますと、分流式経費(基準内補助金)が減っていく仕組みとなりますので、使用料の改定に伴い、一般会計補助金を減らされてしまいますと、現在と同様に内部に貯金ができずに内部収支が均衡した経営が続くこととなります。

収入が増加すれば、基準外繰入金金の削減は出来ますが、削減額は増加した分との調整が必要となります。

**参考：使用料収入が増加したことによる汚水処理費と一般会計補助金（分流式経費）の変化イメージ**



本市の下水道事業は、事業別にみると使用料単価が150円/m<sup>3</sup>を下回っている事業が存在するため、一般会計補助金から分流式経費として収入を補助する形式になっております。

今後、収入が見直しされていきますと、使用料単価が上がりますので、あわせて分流式経費は減少していきます。(使用料が改善されるにつれ、分流式経費(基準内補助金)が減っていきます。)

分流式経費が減少すると、汚水処理費が同額増加しますので、使用料の小刻みな値上げを重ねても、**分流式経費が0円になるまで、経費回収率が大きく改善することはありません。**

## 5. 本日のまとめ

- ① 管渠および施設の老朽化による更新費用の増加、人口減少による収入減について
- ② 一般会計からの補助金に依存する経営について
- ③ 経営改善を図ることが、今後、国庫補助の交付要件となることについて

以上の3点が経営改善に向けて喫緊の大きな課題ということで、審議会への諮問がありました。

本日は、下水道事業の概要のほか、課題の中心であります一般会計からの補助に依存する経営状況について説明をさせていただきました。

下水道事業は、清潔で快適な市民生活に欠かすことができないインフラ事業でありますので、継続するためには一般会計からの補助金に頼らざるをえない状況であります。しかしながら、**受益者以外の市民が事業費の一部を負担している**ことに問題が生じており、国からの通知等では、国や一般会計からの支援の脱却に向けて、自力での経営体制を構築することを要請されております。

次回の審議会では、他の2件の課題であります、「施設設備の更新時期を迎えるにあたり、その費用が必要となること」、「国の支援を継続して受けるためには、経営改善を行う必要があること」についてのほか、現在の使用料体系や他市との比較の説明等を行う予定であります。よろしくお願いいたします。

開催予定日 令和6年7月23日(火)9時30分から  
場所 本庁舎3階 301会議室

## 6. 用語の説明について

### ○減価償却費（げんかしょうきゃくひ）

資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じてその使用期間全体の費用に割り振ること。資産価値の減少額は帳簿処理されますが、費用計上の際に実際の現金支出はありませんので内部に現金が留保されることとなります。

### ○長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゆう）

減価償却費は、取得経費を使用期間全体の費用に割り振る一方で、その財源となる国庫補助金などを減価償却とあわせて収益として割り振ること。長期前受金戻入はあくまでも帳簿上の処理で、収益額は内部留保資金の減価償却費と相殺されます。

### ○補てん財源（ほてんざいげん）

補てん財源とは、企業内部に留保される現金預金のことで、公営企業においては、資本的支出の建設改良費、元金償還金(借入金の返済元金)の財源となります。

### ○資本費（しほんひ）

下水道を整備するための借入金の返済利息および減価償却費（資産の取得価額を法定耐用年数で除した1年分にあたる費用）の合計額です。

### ○汚水処理費（おすいしゅりひ）

汚水をきれいにするのに要したすべての経費のうち、雨水処理費など公益的な効果があるものに要した経費を差し引いた額となります。雨水処理費など公費(一般会計)で負担することが認められている経費は、一般会計に補助金交付申請をし、相当額を基準内繰入金として受け入れております。

### ○経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

下水道使用料収入で汚水処理費がまかなえているかを示す指標。100%以下の場合、赤字であり、他の収入で補てんしていることとなります。

### ○地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公共団体は、一般的な行政活動の他、水の供給、汚水の処理など地域住民にサービスを提供する事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものです。

公営企業は、地方財政法第6条において、「特別会計を設けて、経費の負担区分を明確にした上で、独立採算制を基礎とする企業」と定義されております。

## ○一般会計、特別会計（いっぱんかいけい、とくべつかいけい）

一般会計は、市税や地方交付税などの収入をもとに、道路の整備、教育・福祉など、市の基本的な行政サービスを行う会計です。

特別会計は、特定の収入をもとに、特定の事業を行っている会計です。例：上・下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などです。さらに上・下水道事業は、事業が広範囲に及ぶため、地方公営企業法を適用し民間企業と同様に企業会計を用いて財務状況の明確化を図っております。

## ○基準内(外)繰出(繰入)金（きじゅんない(がい)くりだしきん(くりいれきん)）

一般会計と特別会計(企業会計)の間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。

基準内繰出金は、毎年、総務省から示される繰出基準に該当するもので、繰り出した一般会計には、他会計へ繰り入した金額の一部が地方交付税措置されます。

基準外繰出金は、特別会計の収入のみでは経営が困難と認められる(地方公営企業法第17条の2)場合に補てんするもので、地方交付税等の措置はありません。

## ○有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量です。

## ○ストックマネジメント

長期的な視点で膨大な下水道施設(ストック)の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行なったうえで、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設(ストック)全体を計画的かつ効率的に管理していくものです。

## ○供用開始（きょうようかいし）

下水道が整備され、汚水を処理施設で処理することができる区域を供用開始区域といいます。供用開始された区域の方は、宅内排水を整備していただき、下水道への接続および受益者負担金の納付をお願いしております。

## ○管渠（かんきょ）

下水道の管渠は、家庭や工場などから集めた汚水を処理場まで運ぶ重要な設備で、下水道管と人孔(マンホール)からなります。

## ○社会資本整備総合交付金（しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん）

地方公共団体が行う社会資本の整備などを支援するために、国から交付される補助金です。

## ○企業債（きぎょうさい）

地方公営企業が管渠及び施設などの建設改良等に要する資金に充てるための「借入金」です。

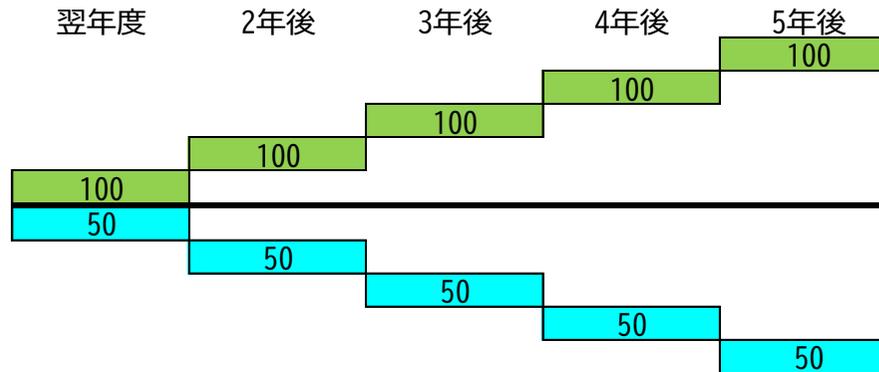
参考-1

減価償却費と長期前受金戻入について

例 建設費 500万円で管渠を築造しました。(500万円は現金支払い)  
 財源として 国庫補助 250万円の補助を受けました。(※現金250万増加)  
 耐用年数 5年 定額法 500万円÷5年＝ 年間 100万円

※管渠の実際の法定耐用年数は50年です。

当年度	翌年度以降	
<b>固定資産</b> 500 1年ごとに-100 され5年後0と なる	<b>減価償却費</b> 1年ごとに資産 を減少、現金は 減らない	100 100 100 100 100
<b>長期前受金</b> 250 1年ごとに50収 益化され5年後 0となる	<b>長期前受金 戻入</b> 1年ごとに繰延収 益が増加(減少)現 金は増えない	50 50 50 50 50



現金支出なし	減価償却費 ①	100	100	100	100	100	5年総額
現金収入なし	長期前受金戻入 ②	50	50	50	50	50	250
内部留保	損益勘定留保資金 ①-②	50	50	50	50	50	250

現金の増減内訳

当年度は、現金500を工事費に支払い、国庫補助250を受け取った。**(内部で、当年度に現金は-250減少している)**  
 同時に固定資産500、長期前受金-250が経理され(差し引き250で現金マイナスが消える)、表面上は出てきません。  
 次年度から減価償却、長期前受金戻入が開始  
 なお、帳簿処理は発生(毎年、減価償却-100、長期前受金戻入50)しますが、現金の収入・支出はありません。  
 減価償却費は、費用計上されますが現金の支出はなし。なお、帳簿勘定が合うのは固定資産500が減少していくため。  
 同様に、長期前受金戻入も収入処理されますが現金は増えていない。帳簿が合うのは長期前受金250が減少していくため。  
 減価償却費(-100)、長期前受金戻入(50)なので収支-50で損益計算され、損益計算書上では-50の影響が出ますが、  
 貸借対照表(資本勘定の増減)では、現金-50はされません。固定資産が減少、長期前受金が減少  
 5年間で減価償却及び長期前受金戻入が終了すると **(5年×50=5年間で250)の内部留保が生じる**

当年度に**-250万円**現金が減りますが、帳簿上は直接現れず、5年で250万円が内部留保される仕組みです。

参考-2 県内の類似または近隣市の経営指標の比較(令和4年度決算額) 取扱注意

市名	大田市	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市
事業内容	公+特環+農+特地	公+特環	公+農	公+農+区ミブラ	公+特環+農	公+特環+農	公+特環+農	公+農集区特環
行政区域内人口(人)	69,161	77,153	79,193	30,804	116,416	43,850	59,741	515,902
処理区域内人口(人)	48,041	50,415	56,075	13,718	68,721	23,053	54,540	481,378
水洗便所設置済人口(人)	45,187	47,287	53,967	11,661	63,359	21,757	48,332	459,980
行政区域内人口普及率(%)	65.34	61.29	68.15	37.86	54.42	49.62	80.90	89.16
水洗化率(%)	94.06	93.80	96.24	85.01	92.20	94.38	88.62	95.55
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	4,551,550	8,346,261	5,612,305	1,484,660	7,837,910	2,244,553	5,438,981	48,770,034
有収率(%)	76.95	76.40	85.88	66.80	76.18	88.18	77.02	65.01
下水道管延長(km)	364	443	515	130	537	172	472	2,240
終末処理場設置数(箇所)	4	4	13	4	3	3	8	19
汚水処理費(資本費算入)	765,957	1,273,553	880,480	234,923	1,184,171	339,824	681,058	7,440,388
使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	149.34	151.50	140.44	167.88	133.12	129.81	124.32	149.62
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	168.29	152.59	156.89	158.23	151.08	151.40	125.22	152.56
使用料単価-汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	-18.95	-1.09	-16.45	9.65	-17.96	-21.59	-0.90	-3
経費回収率(%)	88.74	99.28	89.52	106.10	88.11	85.74	99.29	98.07
料金体系	従量・累進区定額	従量制・累進制	従量・累進区定額	従量制・累進制	従量制・累進制	従量制・累進制	従量・累進区定額	従量・累進区定額
家庭用20m <sup>3</sup> 当料金(円/月)	2,750	3,062	2,750	3,300	2,750	2,530	2,530	2,695
職員計(人)	14	14	14	7	14	7	11	103
	大田市	A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市
下水道使用料(千円)	679,717	1,264,434	788,207	249,246	1,043,367	291,360	676,201	7,297,094
長期前受金戻入(千円)	470,230	688,599	704,412	324,255	972,486	226,630	908,025	2,621,435
総収益-総費用(利益)(千円)	197,627	382,492	406,450	189,524	358,954	211,444	298,620	283,608
減価償却費(千円)	920,797	1,207,511	1,066,985	358,823	1,535,760	454,405	1,081,075	6,945,677
減価償却費-長期前受金戻入(千円)	450,567	518,912	362,573	34,568	563,274	227,775	173,050	4,324,242
流域下水道管理運営費負担金(千円)	229,721	417,303	0	0	219,727	0	264,933	398,548
支払利息(千円)	132,456	141,613	153,259	44,965	181,324	81,568	113,765	769,862
職員給与費(千円)	66,891	60,540	94,580	22,408	78,554	29,163	57,660	599,019
有形固定資産(千円)	24,795,823	26,798,665	26,911,684	8,695,604	36,952,567	14,041,563	29,165,444	170,215,496
流動資産(千円)	422,110	343,456	325,578	187,815	724,338	400,426	920,309	5,115,802
流動負債(千円)	792,279	1,325,402	1,172,289	282,473	1,283,522	608,204	883,164	7,917,899
企業償還金(千円)	714,697	1,287,219	1,211,855	229,729	1,062,101	418,215	652,773	5,281,193
他会計補助金(3・4条)の計	750,000	835,198	1,153,800	275,504	1,048,414	568,058	901,276	4,467,391
繰出基準(3条)の計	680,380	549,570	747,817	275,504	966,225	522,030	487,352	3,090,512
繰出基準(4条)の計	69,620	285,628	405,983	0	82,189	46,028	413,924	1,376,879
繰出基準内(3・4条)の計	457,768	302,492	303,890	86,217	537,205	283,230	429,525	2,792,469
繰出基準外(3・4条)の計	292,232	532,706	849,910	189,287	511,209	284,828	471,751	1,674,922